

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年1月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000162号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000039号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年10月31日から同年11月1日に訂正し、平成9年10月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成9年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月31日から同年11月1日まで

請求期間は、A社から同社の関連会社であるB社に転籍した時期であるが、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る商業・法人登記簿謄本及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成9年9月の厚生年金保険の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成9年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方で、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って社会保険事務所(当時)に対し届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成9年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000095号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000040号

## 第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年3月30日から同年4月1日に訂正し、昭和39年3月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和39年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のC社D支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月21日から同年4月1日に訂正し、平成6年3月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成6年3月21日から同年4月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成6年3月21日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年3月30日から同年4月1日まで  
② 平成6年3月21日から同年4月1日まで

昭和35年にA社(後にC社となり、現在は、E社)に入社し、平成14年まで継続して勤務していたが、年金記録によると、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①は、昭和39年4月1日にA社B支店からF支店(当時の本社)に異動した時期であり、請求期間②は、平成6年4月1日にC社D支店からG本部に異動した時期であるが、いずれも同社に継続して勤務していたので、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し(昭和39年4月1日にB支店からF支店に異動)、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における昭和39年2月の厚生年金保険の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年3月30日から同年4月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保

険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、雇用保険の被保険者記録、同僚から提出された当時の社内報の写し及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、C社に継続して勤務し（平成6年4月1日にD支店からG本部に異動）、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のC社D支店における平成6年2月の厚生年金保険の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年3月21日から同年4月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。